

大学評価関連用語集

○ 評価に関連する法律・制度等

【学校教育法】

日本国憲法の精神に基づき、また教育基本法の制定を受けて、1947年に制定された学校教育全体の具体的な内容を定めた法律。高等教育機関の質保証に関する規定として、従来より実施されている大学等の設置を文部科学大臣が認可する制度のほか、2004年4月1日施行の学校教育法改正により、新たに自己点検・評価及び認証評価の実施が義務化された。

【大学設置基準】

文部科学省令のひとつで、大学の設置認可を行う際の審査基準と、認可後も大学が備えておくべき最低限の基準として両方の役割を果たすもの。教育研究組織・教育課程・教員・施設・設備などの項目で構成される。短期大学、高等専門学校、大学院、専門職大学院、大学通信教育及び短期大学通信教育においてもそれぞれ設置基準が定められている。

【教育情報の公表】

2011年4月1日施行の学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）改正により、大学（高等専門学校、短期大学、大学院を含む）は、大学の教育研究上の目的や基本組織、教員組織、受入方針及び入学者数、授業、成績評価及び卒業・修了認定、施設及び設備、徴収費用、学生支援等、教育研究活動等の状況についての情報を、刊行物、インターネットなどを通じて公表する義務を負うこととなった。加えて、大学（短期大学、大学院を含む）は、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を公開することが努力義務として強く求められている（学校教育法施行規則第172条の2）。これにより、社会に対する説明責任を果たすとともに、教育の質を向上させることが期待されている。

○ 評価の種類

【自己点検・評価】

大学等が、自己の目的・目標に照らして教育研究等の状況について点検し、優れている点や改善すべき点などを評価し、その結果を公表するとともに、その結果を踏まえて改善向上を行っていくという質保証の仕組み。学校教育法において、その活動が義務化されており、高等教育の質保証は一義的に大学等自らが主体的に行うものという点が示されている（学校教育法第109条第1項）。

【認証評価】

文部科学大臣の認証を受けた者（認証評価機関）が、大学、短期大学、高等専門学校及び専門職大学院の教育研究活動等の総合的な状況について、評価基準に基づき行う評価。大学等は政令

で定められた期間ごとに認証評価機関のいずれかを自ら選択して認証評価を受けることが義務付けられている（学校教育法第109条第2項）。

【機関別認証評価】

大学等の機関単位で実施する認証評価。大学、短期大学及び高等専門学校は7年以内毎に同評価を受けることが義務付けられている。

【国立大学法人評価】

国立大学法人評価委員会が行う、各国立大学法人及び大学共同利用機関法人における中期目標、中期計画及び年度計画に対する教育研究活動や経営面などの総合的な達成状況に関する評価。大学評価・学位授与機構は、国立大学法人評価委員会の要請を受け、同評価のうち、教育研究面に係る中期目標の達成状況等に関する評価を実施する（国立大学法人法第30条、第31条、第35条）。

○ 評価に関連する組織

【中央教育審議会】

文部科学大臣の諮問に応じて教育の振興、生涯学習の推進を中心とした人材育成、スポーツの振興に関する重要事項を審議することを目的として文部科学省に設置された機関。中央教育審議会の下には分科会等が置かれ、そのひとつに高等教育に関する重要事項を扱う大学分科会がある。

【国立大学法人評価委員会】

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の各事業年度及び中期目標期間における業務の実績に関する評価活動を主要業務とする委員会。国立大学法人法に基づき、2003年10月1日施行の政令により文部科学省に設置された。

【認証評価機関】

認証評価を実施する機関として文部科学大臣の認証を受けた機関。文部科学大臣の認証を受けるためには、その評価基準、評価方法、実施体制などが文部科学大臣の定める基準に適合する必要がある。大学機関別認証評価を実施する認証評価機関には、公益財団法人大学基準協会、独立行政法人大学評価・学位授与機構、公益財団法人日本高等教育評価機構の3機関がある。

○ 評価の目的

【アカウントビリティ（社会的説明責任）】

一般に、法人運営における資金の受託者がその活動の履行を社会や利害関係者に対し客観的に説明しなければならない責任又はその準備そのものを指す。評価を通じて大学等の教育研究活動等の状況を明らかにし、社会や利害関係者に示すことにより、広く理解と支持が得られるようにすることが重要である。

【内部質保証】

高等教育機関が、自らの責任で自学の諸活動について点検・評価を行い、その結果をもとに改革・改善に努め、これによって、その質を自ら保証することを指す。このプロセスを学内で恒常的・継続的に行うシステムは内部質保証システムと呼ばれる。

○ 目標、計画**【ミッション（使命）】**

社会への貢献や人材育成など法令で定められた、高等教育機関に対し共通に課せられる恒久的な役割及びこの共通の役割に基づき各機関が掲げる建学の精神や個別の使命を指す。

【ビジョン（理想像）】

高等教育機関にとって望ましい理想像又はあるべき姿。各機関の理念が示した意義を具体化するために描く将来像。

【目的（ゴール）】

ビジョンを実現していくための戦略として、ある期間を設け、その期間内に到達すべき水準や期待される成果などを示したもの。理念やビジョンは基本的に不変である一方、目的は設定期間の達成状況の検証等により定期的に見直しを図られる。

【目標】

目的を達成するために目指すべき行動や道筋を具体的に示したもの。目標に含まれる内容は、一定期間後に目標の達成状況を検証・分析することを踏まえ、具体的かつ計測可能であることとされている。

【計画】

目標を実現するための組織的・戦略的な方策を具体的に示したもの。一定期間後に計画の実施・達成状況を評価する際には、この状況を分析するための資料・データが不可欠となる。

○ その他**【インプット】**

教育研究活動を実施するために必要な制度、組織編成及び人的・物的資源などの投入。

【プロセス】

教育研究成果の達成につながるプロセス（過程）の中に位置づけられる活動や取組。

【アウトプット（結果）】

教育研究活動を実施するために投入した資源によってもたらされるものの規模や頻度。アウトプットは、活動が実施されたことを量的に示すものであり、一般的にはその質や水準に関する情

報は含まれない。

【アウトカム（成果）】

教育研究活動の発展・充実に役立つ目標の達成状況を示す結果。

【ベンチマーク】

一般的には、何かを測定する際に設定する基準点のことをいう。高等教育分野においては、ある特定（例：学習成果など）の比較対象において客観的なデータを用い、機関内又は他機関との比較測定するために設定する基準点。ベンチマークを用いた比較の活用により、教育・研究成果の客観的なデータの測定が可能となり、それらの改善や向上につなげることができる。

【IR（インスティテューショナル・リサーチ）】

高等教育機関内の調査研究を実施する機能又は部門。機関情報を一元的に収集、分析することで、機関が計画立案、政策形成、意思決定を円滑に行うことを可能とさせる。また、必要に応じて内外に対し機関情報の提供を行う。

○ 参考資料

- 川口昭彦（独立行政法人大学評価・学位授与機構編集）『大学評価文化の展開—分かりやすい大学評価の技法』大学評価・学位授与機構大学評価シリーズ、ぎょうせい、2006年
- 関口正司『教育改善のための大学評価マニュアル』九州大学出版会、2004年
- 大学基準協会『大学評価ハンドブック 2014（平成26）年度申請大学用』、2013年
- 大学評価・学位授与機構編著『大学評価文化の定着—日本の大学教育は国際競争に勝てるか？』大学評価・学位授与機構大学評価シリーズ、ぎょうせい、2010年
- 大学評価・学位授与機構『高等教育に関する質保証関係用語集 第3版』、2011年